

# 剣道称号「錬士」審査会要項

一般財団法人熊本県剣道連盟

## 1 申込対象者

- (1) 令和8年度の熊本県剣道連盟の年会費を納入し、登録会員であること。
- (2) 一般財団法人熊本県剣道連盟 称号・段位審査規則第19条【※1】、第20条第1項【※2】及び別表1の(1)【※3】に該当し、加盟団体会長より推薦された者。
- (3) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和7年11月30日以前に取得）した者。
- (4) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成28年11月30日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

## 2 申込方法

- (1) 受審希望者は、審査料及び称号審査申請書、所定の錬士受審申請書、小論文を添え、加盟団体事務局を通して申込みこと。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月25日）とする。
- (3) 加盟団体事務局は申込者を取りまとめ、熊本県剣道連盟事務局へ提出すること。

## 3 小論文の内容

- ① 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。  
\*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- ② 字数 400字以上800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。  
(凡例参照)
- ④提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。  
※加盟団体事務局は、封筒の表裏の記載、封印を確認すること。

## 4 申込締切

加盟団体事務局 令和8年 9月29日（火）  
熊本県剣道連盟 令和8年10月 2日（金）

## 5 県剣連の推薦

- (1) 本連盟称号・段位審査規程に基づいて、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (2) 県剣連会長は、申込者が規則第10条第1項の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

## 6 審査の方法

### (1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7 審査会期日 令和8年11月25日(水)

8 審査料 26,000円

9 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書が熊本県剣道連盟に送付されるほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<http://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名が掲載される。

10 個人情報保護法への対応

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は、全日本剣道連盟および当連盟が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表されることがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

11 その他

錬士号受審者の推薦は、審議委員会に諮った後、全剣連へ推薦する。締切期日厳守のこと。

※1 第19条

全剣連が行う称号審査会の受審資格は、全剣連審査規則のほか、全剣連または当法人主催の講習会を年2回以上受講していなければならない。なお、そのうち1回を加盟団体・準加盟団体の講習にかえることができる。ただし、特例として65歳以上は当法人主催の講習を年1回以上受講していればよい。

※2 第20条第1項

錬士の称号推薦申請は、所属加盟団体会長または部会会長の推薦を得た後、全剣連様式による申請書(自筆)、全剣連が出題する小論文(封印)及び審査料を添え、所属加盟団体または部会を経由して当法人会長に提出する。

※3 錬士の特例受審

五段受有者で、五段受有後10年以上経過し、かつ、年齢60歳以上で、特に加盟団体会長より推薦された者で、当法人主催の講習を年1回以上受講した者。(第19条称号の審査申請の特例)